

# 新潟市住民記録窓口等設置用卓上カレンダー提供事業 事業者選定要領

令和元年 7 月 26 日 新潟市市民生活部市民生活課

新潟市（以下、「本市」という。）は、主として区役所・出張所等の「住民記録」「戸籍」関連の届出窓口に設置する「卓上カレンダー」を無償提供する事業者を募集します。

本書は、この提供事業者を選定するにあたり必要な事項をまとめたものです。事業参加を希望する事業者は、本書をよくお読みいただいたうえで応募願います。

## 1. 本事業の目的

住民記録・戸籍等の窓口カウンターでは、引越日といった住民票の日付項目を届出人に聞き取り確認する際など、幅広い場面で卓上カレンダーを使用しています。

例年、様々な企業等から本市の各所属に寄贈されたものを個別に譲ってもらい必要数を確保していますが、寄せ集めのためデザインに統一感はなく、また地域色もありません。地域アピールもできるアイテムとして、まとまった個数を無償提供してもらえ事業者を募集します。

なお、無償提供にあたっては、一定条件の下、提供事業者に対し宣伝行為許可等の特典を付与する想定です。（詳しくは「4. 提供事業者への特典」をご覧ください。）

## 2. 募集内容

品 目	卓上カレンダー
数 量	230 部（予備を含む）
寸 法	おおむね、幅 18cm 高さ 15cm 奥行 8cm 程度の枠内に収まるもの
材 質	紙製を想定 （ただし、フレームにプラスチックを用いるなど、部分的に紙以外の材質を用いることは差し支えない。） （後述「3.（1）選定方針」のとおり、紙製カレンダーに代えてタブレット端末等の電子機器を用いる場合は、この限りではない。）
提供期間	2 か年（令和 2 年から令和 3 年まで）
搬入先	市民生活部市民生活課（市役所本庁舎 1 階）

## 3. 選定方法

本事業の目的が最も達成される提案を採用したいため、以下の要領で提案事業者を選定します。

### （1）選定方針

単に既製品を提供するだけでなく、「新潟市の住民記録・戸籍窓口業務で使用する際に有用な機能（六曜の表示、等）を備えている」「新潟市（または各区）の魅力・地域特色を発信するためのツールとして使用できる」「住民記録・戸籍窓口来庁者に有用な情報が提供できる」など、付加価値のある物品を提供する提案を高評価とする。また、紙製カレンダーに代えて「タブレット端末（8～10 インチ程度のものを想定）」等の電子機器を本市に貸与（または提供）し、カレンダーを含む様々なデジ

タルコンテンツを市民に提供できる環境を提供する、などといった先進的提案を歓迎する。なお、これらの先進的取り組みは提供 2 年目以降の取り組みとして実施することも可能とする。

(2) 選定方法

書類審査による選定とする。

別紙「提案書」に必要事項を記入し、本市に提出すること。

なお、提案書の別紙として、カレンダーのサンプル（5 部程度）、及び A4 サイズ 1 枚程度の追加説明資料（説明文、設置イメージイラスト、等）を添付してもよい。

(3) 応募できる者

「新潟市広告掲載基準」第 4 条の規定に該当しない者であること。

複数事業者で構成する「共同事業体」からの応募も可能とする。この場合、構成する全事業者が前述の規定に該当しない者であること。

【参考】新潟市広告掲載基準（抜粋）

第 4 条 次の各号に該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する業種
- (3) 債権取立て、示談引き受け等に関する業種
- (4) たばこ
- (5) ギャンブル等にかかるもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断等に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 法令等に定められた許可等を受けることなく業を行うもの
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の手續中の事業者
- (12) 法令等に違反しているもの
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善をしていないもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないもの

(4) 提出期限

令和元年 8 月 19 日（月）午後 5 時

（提出は市民生活課への持参を原則とするが、事前に市民生活課から了承を得たうえで、郵便、信書便、インターネットメールによる提出も可とする。）

(5) 選定及び選定結果公表

提出された提案書一式は、本事業に係る選定委員による評価を実施し、最も評価点の高い事業者を選定する。

選定結果は各提案事業者に通知するほか、本市ホームページで公開する。

4. 提供事業者への特典

(1) 企業名・ブランド名・ロゴマーク等の表示

卓上カレンダーに、企業名・ブランド名・ロゴマーク等の表示がされていても差し支えありません。

## (2) 宣伝行為

卓上カレンダーの機能が損なわれない範囲で、本市の事前承諾のもと、卓上カレンダー上でブランド・商品等の宣伝行為をして差し支えありません。なお、宣伝掲載可否については、「新潟市広告掲載要綱」第3条第1項、及び「新潟市広告掲載基準」第5条第1項及び第2項の規定に準じます。

### 【参考】新潟市広告掲載要綱（抜粋）

第3条 次のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に係るもの
- (6) 個人若しくは団体等の名刺広告に係るもの
- (7) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの掲げるもののほか、広告媒体に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないもの

### 【参考】新潟市広告掲載基準（抜粋）

第5条 次の各号に該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
    - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
    - イ 法律で禁止されている商品、無認可の商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
    - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
    - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
    - オ 宗教団体等による布教推進を主な目的とするもの
    - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
    - キ 社会的に不適切なもの
    - ク 国内世論が大きく分かれているもの
    - ケ その他市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすおそれがあるもの
  - (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの
    - ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現  
例：「世界一」「一番安い」「当社だけ」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する）
    - イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現  
例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
    - ウ 製品やサービスなどについての虚偽の証言や、使用した者の実際の見解ではないもの、証言者の明らかでないもの
    - エ 虚偽の内容を表示するもの
    - オ 法令等に違反する業種、商法又は商品
    - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
    - キ 責任の所在が明確でないもの
    - ク 広告の内容が明確でないもの
    - ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品又はサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
  - (3) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもので、次のいずれかに該当するもの
    - ア 水着姿又は裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例として表示するもの又は広告内容に関連するもの等で、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討する。
    - イ 暴力又は犯罪を肯定し、助長するような表現
    - ウ 残酷な描写等、善良の風俗に反するような表現
    - エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
    - オ ギャンブル等を肯定するもの
    - カ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- 2 前項に定めるもののほか、掲載する広告として適当でないもの

### (3) 販売・配布行為

本件事業用に卓上カレンダーを新造する場合、本市の事前承諾のもと、事業者側で卓上カレンダーを市販（または無償配布）して差し支えありません。なお、新造ではなく既製品の場合は、本市の事前承諾無しに市販（または無償配布）して差し支えありません。

## 5. 選定後の流れ

### (1) 覚書の締結

提案内容に基づき、物品提供に関する覚書を締結します。覚書の内容は別添のとおり想定していますが、正式には事業者選定後に本市・事業者間で協議のうえ決定します。

### (2) コンテンツ内容の協議

必要に応じて、卓上カレンダーに掲載するコンテンツ内容を本市・事業者間で協議する場を設けます。本市からは市民生活課担当職員が参加する想定です。

### (3) 納品

毎年 12 月頃に、市民生活課へ物品を納品して頂きます。

なお、各窓口所属への配布は市民生活課で行います。また前年に使用した使用済みカレンダーは、各窓口所属で廃棄します。

(タブレット端末等を用いる場合は、別途取扱方法を協議のうえ、決定します。)

## 6. 問い合わせ先（提案書提出先）

新潟市役所 市民生活部市民生活課

951-8550

新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1（市役所本庁舎 1 階）

担当：牧野

電話：025-226-1013（直通）

メール：[shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp](mailto:shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp)

※問い合わせ・提案書受付時間 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分